

## 県営住宅火災処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県営住宅（用途廃止の決定がされたものを除く）が火災により焼失又は破損した場合における被災住宅及び被災住宅の入居者（以下「被災入居者」という）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、県営住宅とは、埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号）第2条第1号で規定する県営住宅、埼玉県特別県営住宅条例（昭和42年埼玉県条例第24号）第2条第1号で規定する特別県営住宅、及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成6年埼玉県条例第29号）第2条第1号で規定する特定公共賃貸住宅をいう。

### (火災発生の通報)

第3条 埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という）は、県営住宅が火災により被害を受けたときは、次の事項を文書又は口頭で、速やかに住宅課長に通報するものとする。

- 一 火災発生の日時
- 二 被災住宅名
- 三 被災住宅所在地
- 四 被災状況
- 五 その他必要と認める事項

### (現地調査)

第4条 公社は、火災発生の通報をした後、現地において次の事項を調査するものとする。

- 一 火災発生の原因
- 二 被災状況
- 三 被災入居者の一時収容の要否
- 四 その他必要と認める事項

### (消防署への照会)

第5条 公社は、県営住宅が火災により焼失又は破損したときは、所轄消防署長（消防署を置かない市町村にあつては消防組織法（昭和22年法律第226号）

第9条に規定する消防機関の長)に次の事項について照会するものとする。

- 一 火災発生の原因
- 二 失火者の住所及び氏名
- 三 出火箇所及び出火時刻
- 四 死傷者の住所及び氏名

(火災報告)

第6条 公社は、現地調査及び消防署への照会等に基づき火災報告を次の各号に掲げる書類を添付し、住宅課に提出するものとする。

- 一 火災事故等措置経過調書(様式1号)
- 二 所轄消防署等の発行する罹災証明書
- 三 被災住宅平面図
- 四 火災現場写真(各部屋ごとに撮影すること。また、水損住宅がある場合は、水損部分も撮影すること。)
- 五 復旧工事見積書
- 六 その他必要と認める事項

(追加報告等)

第7条 公社は、第3条から第5条までに規定するもののほか、住宅課長から要求があったときは、火災に関する調査及び報告を行うものとする。

(失火者の措置)

第8条 公社は、住宅課長の承認を得て、失火者から、様式第2号の念書を徴するものとする。

- 2 公社は、住宅課長の承認を得て、失火の原因が入居者の故意又は重過失にあると認めるときは、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第32条第1項の規定により住宅の明渡しを求めるものとする。
- 3 公社は、他の入居者の家財等に損害が発生したときは、住宅課長の承認を得て、失火者に対し、損害賠償を行うよう指導するものとする。ただし、失火の責任に関する法律(明治32年法律第40号)の適用がある場合は、この限りでない。

(被災入居者の措置)

第9条 公社は、被災住宅が居住に耐えられない状況にあると認めるときは、住宅課長の承認を得て、様式第3号の念書を徴し、被災入居者を適当な県営住宅に一時収容することができるものとする。ただし、失火の原因が入居者の故意

又は重過失にあると認める場合は、この限りでない。

(被災住宅の復旧又は撤去)

第10条 住宅課長は、被災住宅の復旧又は撤去について、公社に対し、別表に定める基準に基づき必要な措置をとるように指示するものとする。

2 公社は、前項の指示に基づき、被災住宅の復旧又は撤去をしたときは、その結果を次の各号に掲げる書類により住宅課長に報告するものとする。

一 工事請負契約書及び見積書

二 工事しゅん工検査済証

三 しゅん工写真

(火災共済金等の請求)

第11条 住宅課長は、第6条の報告を受けたときは災害共済金の請求を、第10条の報告を受けたときは復興建築助成金の請求を行うものとする。

(損害賠償の請求)

第12条 住宅課長は、火災共済金等によってもなお補填できない損害等がある場合は、失火者に対し損害賠償の請求をすることができるものとする。

(定めのない事項)

第13条 公社は、この要領により定めるもののほか県営住宅火災処理について必要な事項について住宅課と協議の上、別途処理することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

火災事故等措置経過調書

調査項目	調査内容
火災発生日時	平成 年 月 日 時 分 119番通報 時 分 鎮 火 時 分
火災発生場所	住所 団地名 団地 号棟 室 昭和・平成 年度建設 構造
入居者	名義人氏名 ( 才) 勤務先 同居人
出火の状況	
出火の原因	
消防署の見解	



様式第2号（第8条関係）

念 書

このたびの県営 〇〇〇〇の

火災事故につきましては、貴県に対し多大の損害を与え誠に申し訳ありません。

つきましては、今後の住宅の復旧に要する費用等は県の指示に従い誠意をもって債務を履行することを誓います。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

埼玉県知事 様

失火者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

様式第3号（第9条関係）

念 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日の火災により

を仮住居として提供を受けましたが、罹災した住宅が復旧した  
ときは速やかに転居することを誓約します。

なお、仮住居として使用して住宅の明渡しに伴う修繕は、通常の明渡しの例に  
より、私の負担により行います。

号室の鍵を受領しました。

別表（第10条関係）

構造	原因 分類	入居者に故意がある場合	入居者に過失がある場合
耐 火	被災住宅	公社において復旧	公社において復旧
	被災入居者	退去	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮住居の指定</li> <li>2 復旧後は、当該住宅の使用を認める。</li> <li>3 仮住居の補修</li> </ol>
簡 易 耐 火	被災住宅	公社において復旧、ただし復旧不可能なときは、公社において撤去	公社において復旧、ただし復旧不可能なときは、公社において撤去
	被災入居者	退去	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮住居の指定</li> <li>2 復旧後は、当該住宅の使用を認める。</li> <li>3 仮住居の補修</li> </ol>
木 造	被災住宅	公社において撤去	公社において撤去
	被災入居者	退去	住宅変更をあっせん

県営住宅火災発生時フロー図

	団 地	公社支所	公社本社	住宅課
第 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 条	火災発生	通 報  現地調査  消防署への照会  火災報告  追加報告	通 報    報 告  報 告	通 報    報 告  報 告
第 7 条	(失火者) 念書の提出  通 知	受 理  (故意・重過失) 明渡し請求	報 告	報 告
第 8 条	(被災入居者) 念書の提出  入 居	受 理  仮住居の指定	報 告	報 告